

伊方3号機の再起動プロセスにおける異常時通報連絡の公表について

28.6.15
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

四国電力(株)が計画している伊方3号機の再起動プロセスにおいて、安全協定に基づき四国電力(株)から県へ異常の通報連絡があった場合の公表については、以下のとおりとしますのでお知らせします。

- 1 対象期間 伊方3号機の原子炉への燃料装荷開始から営業運転開始まで
- 2 公表方法 次のとおり

設備等区分	事象の区分	公表時期	(通常の公表時期)
3号機設備	A区分事象	直ちに公表	同左
	B区分事象	昼間に発生したものは当日、夜間に発生したものは翌日公表する(休日問わず)	48時間以内に公表
	C区分事象	下表のとおり	翌月10日にまとめて公表
1, 2号機設備 共用設備 人身災害	A～C区分のいずれの事象も通常どおりの公表時期とする		

事象発生時間		公表時期
原子炉の燃料装荷の開始から終了まで 原子炉起動から定格熱出力一定運転まで	平日昼間	当日
	平日夜間	翌日(休日問わず)
	休日昼間	当日
	休日夜間	翌日(休日問わず)
それ以外の時間	平日昼間	当日
	平日夜間	翌日(休前日発生の場合は、翌勤務日)
	休日昼間	翌勤務日
	休日夜間	翌勤務日